

# 平成25年度 鶴の里 懇話会

町民の皆さんの声を直接伺い、町政に反映させようと、1月23日から2月2日にかけて、町内5地区で『鶴の里懇話会』が開催されました。懇話会には、日頃町政に関心のある多くの町民が参加しました。町民の皆さんからの質問や要望に対して、中野町長をはじめとする担当職員が回答をしました。

今回は、その模様を一部ご紹介いたします。

◎懇話会の開催日

- 梅沢地区 1月23日
- 上三地区 1月27日
- 鶴田地区 2月2日
- 水元地区 1月24日
- 六郷地区 1月29日

## 岩 木川の洪水等に係る 情報について

**Q** 9月16日の岩木川の洪水についてお尋ねします。私に洪水情報が入ったのは、エリアメールでした。直接町から情報が入ると思っていたのですがありませんでした。エリアメールと町との情報の関係はどうなっているのでしょうか。

**A** エリアメールとは、携帯無線会社を対象エリアにいる利用者に緊急地震速報などの情報を提供するサービスであり、町ではNTTドコモ、AU、ソフトバンクの携帯電話会社3社と契約を結び、エリアメールを

利用できるようにしています。

昨年9月の台風18号による岩木川増水の際には、エリアメールと広報車で避難勧告等をお知らせしましたが、緊急を要するものですので、住民の皆さまには一斉にお知らせしました。

避難勧告等を発令する場合は、行政推進員の皆さまに事前にお知らせするいとまがない状況です。一斉にお知らせする情報をもとに行動していただきますようお願いいたします。また、ふれあいセンター等を避難所として開設する場合は、開設の準備段階で行政推進員にお知らせすることになりますが、昨年は小学校を避難所として開設したため、連絡が行き届かなかったことをお詫びいたします。

行政推進員の皆さまには、町への災害情報の連絡や住民の避難誘導をしていただくことになっておりますので、今後とも連絡を密にしていきたいと考えております。

このエリアメールは、緊急の場合にしか利用できませんので、町ではいつでもメールで情報発信できる登録制メールの整備を進めています。これによって災害情報のみならず、イベント情報も発信できるようになりますので、準備が整いましたらお知らせいたします。

また、来年度は防災行政無線を整備しますので、住民の皆さまへのお知らせについては、迅速に対応できるものと考えております。



△町民の皆さんが日頃、町政に対して抱えている意見が多数寄せられました

## 情 報セキュリティ対策 について

**Q** このたびの戸籍電算化システムの運用で、証明書の発行事務の効率化が図られたと聞きます。しかも、そのための経費節減効果や災害時のデータ消失防止等々、県外のデータセンターで住民情報が保管・管理されるといいます。

今、国が勧めている自治体ク

ラウドと、マイナンバー制度の導入による情報の一元管理につながることに適正であってほしい。セキュリティ対策や契約サービスとリスクの関連性について、いま一度詳しく知りたい。

**A** 町では、戸籍電算化システムの運用に向け、2カ年計画で進めてまいりましたが、昨年11月より稼働しております。当町は単独導入でありま



△女性の参加者の方からも積極的に意見が出されました

すが、広域災害時等を想定し、戸籍の副本データは法務局の管理の下に厳重に保管することになっております。

また、国が進めようとしているマイナンバー制度を踏まえた自治体クラウドにつまましては、年金をはじめ税関係などそれぞれに個人番号が付けられ事務処理や証明書の発行などを行っています。

今後、個人番号を一元化することで住民サービスの向上、業務の効率化、コスト削減などを図る目的があります。

リスクに関しては、各自自治体の業務処理などの統一化や

## 空 き家対策について

セキュリティ対策に係る技術的対策、法的留意点や国内外におけるサイバー攻撃などの対応策を十分考慮しながら進めることになっております。

**Q** 最近、テレビ・新聞等に各市町村の空き家についての記事がたびたび掲載されておりますが、当町においても然りだと思えます。

先日、ある団体の集会の場で、その地域に空き家があり、へびな

どの爬虫類が棲んでいるようで、たまたま見かけることがあります。

通行人に噛みついて危険だし、子どもたちが遊び場などに使用しても大変なので善処方検討してほしい。

**A** 昨今の人口減少や少子高齢化などによる空き家の管理不全から、ご指摘のようなケースが多く見受けられてまいりました。一部自治体においては、空き家条例を制定し、管理体制の強化・指導等ができるようになっておりますが、空き家の基準や不動産に付帯する権利、所有者の特定が難しいことなど運用上の課題も残されております。

昨年8月の新聞にも掲載されましたが、政府自民党は、管理不十分な空き家の増加を含め、防災や治安確保の徹底を図る新たな対策法案を策定する方針を固めており、市町村に立ち入り調査権を与え、所有者への改善命令を可能にする法案を提出する見通しとなっておりますので、その法律に基づき指導等を行い、改善を促すことが効果につながるものと考えます。

いずれにしましても、危険回避に必要と認められる場合は、関係課等が連携して安全の確保に努めてまいります。

## 公 民館の調理室について

**Q** 昨年は公民館の外壁の改築を終え、今年度は待望の調理室の改善も行われ、利用者としてうれしく思います。特に調理室は衛生面の事柄等々をはじめ町民の多くが利用する施設ですので利便性が重要です。

このたびは新たに調理台を用意していただけて良かったのですが、一力所でも流しの部分が広い調理台があったら便利だと感じました。

町のイベントや大勢の人のた

めの調理が必要とされている調理室です。利用者の声が届かないことを残念に思います。多くの町民が利用する施設は、利用者の声に耳を傾けていただく姿勢を要望します。

**A** 調理台につまましては、流しの広い調理台のことを含め、利用者の方々がさらに使いやすいものになるよう工夫してまいります。

また、利用者の方々に耳を傾けていく姿勢を大切に、町のイベントなどで町民の方々が気持ちよく利用して頂けるよう努めてまいります。



△今回出された意見は町政にどのように反映されるのか